

## 都有施設への Air ソーラー先行導入事業（庭園灯）公募要項

### 1 目的

東京都環境局（以下「環境局」という。）は、再生可能エネルギーの普及拡大を推進しています。本要項は、近年開発が進み、その実装拡大が期待される Air ソーラー（ペロプスカイト結晶構造を用いた太陽電池）について、都有施設に先行導入し、その性能及び施工方法の検証を行う事業（以下「本事業」という。）を、環境局等と共同で実施する事業者を公募する目的で策定したものです。

### 2 本事業の概要

#### （1）本事業の名称

都有施設への Air ソーラー先行導入事業（庭園灯）

#### （2）本事業の概要

##### ① 検証設備の稼働

事業実施者（6（2）により提案が採択された旨の通知を受けた事業者をいう。以下同じ。）は、次表に掲げる都有施設（以下「先行導入施設」という。）において、Air ソーラーを搭載した庭園灯及びその他必要機器（以下「検証設備」という。）について、②の事業実施期間中、検証設備を稼働（維持、管理及び効果検証を含む。以下同じ。）することとします。ただし、検証設備の所有権は東京都に帰属することとします。

なお、先行導入施設を管理する者（以下「施設管理者」という。）との調整については、環境局と事業実施者が共同して実施します。

	都有施設（設置場所）	規模
1	東京都庁本庁舎	2 基
2	お台場海浜公園	39 基

##### ② 事業実施期間

（3）に規定する協定を締結した日から令和 13 年 3 月 31 日まで

##### ③ 効果検証

事業実施者は、発電状況の常時測定のほか、設置状況の確認を原則、毎年度 1 回以上行います。

#### （3）協定の締結

本事業の実施に当たっては、環境局、施設管理者及び事業実施者の間でその実施内容、方法、業務分担、費用負担等を規定する協定（以下「協定」という。）を締結します。

なお、費用負担については、事業内容の変更及び社会経済状況等の変動等に応じ、必要な場合には見直しができることとします。

### 3 公募の概要

#### （1）公募の対象

先行導入施設 2 施設それぞれにおいて、検証設備の稼働に係る提案を公募します。本事業に係る公募に応募する者（以下「応募者」という。）は、2か所の先行導入施設それぞれについて提案することができます。

## (2) 応募者の要件

本事業に係る公募に応募することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とします。

- ① 先行導入施設の特徴等を踏まえつつ、事業実施期間中継続して検証設備を稼働することができる、総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。この場合において、応募者は検証設備の設置施工について、自ら実施し、又は、第三者に発注することを選択することができる。

なお、応募しようとする者に対し、東京都がAirソーラーのモジュール等を調達・提供することはない。

- ② 5（1）の資料の閲覧又は受領をしたこと。
- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。）
- ウ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- エ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

## (3) 公募に係るスケジュール

- ① 公募期間 令和8年1月30日（金曜日）から同年2月13日（金曜日）まで
- ② 審査結果通知時期 令和8年2月下旬（予定）

## 4 応募手続等

### (1) 提出書類

応募者は、提案申請書（様式1）及び提案書（様式自由）を紙媒体（1部、両面印刷）及び電子媒体で提出してください。その際、提案書には、6（1）に記載の審査項目に係る内容について、全て記載してください。

提案書には、応募者を特定できる記載はしないでください。

また、添付書類として、法人の場合は①から③までの書類を各1部、個人の場合は③の書類を1部提出してください。

併せて、過去3事業年度の損益計算書及び貸借対照表又はこれらに代わる文書を電子媒体で提出してください。

- ① 法人の登記事項証明書（原本）
- ② 定款又は寄附行為（写し）
- ③ 印鑑証明書（原本）

### (2) 提出方法

（3）の提出先への持込み又は郵送により提出してください。

### (3) 提出先

東京都環境局気候変動対策部計画課再生可能エネルギー実装計画担当

「Airソーラー先行導入事業」担当宛

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号東京都庁第二本庁舎20階南側

(4) 公募期間（受付期間）

令和8年1月30日（金曜日）から同年2月13日（金曜日）まで

※持込みによる提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除き、9時から17時までとします。

※郵送による提出の場合は、公募期間中に必着するようにしてください。

5 資料の閲覧・受領、現地見学等

(1) 本事業に係る公募に応募する者は、先行導入施設に係る次の資料について、閲覧し、又は受領する必要があります。応募しようとする者は、東京都環境局気候変動対策部計画課再生可能エネルギー実装計画担当まで、メールにて御連絡ください。

① 閲覧・受領期間

令和8年1月30日（金曜日）から同年2月6日（金曜日）まで

② 提供資料

設置想定場所 詳細図面等

③ E-mail : S0213301@section.metro.tokyo.jp

(2) 質問の受付及び回答

本要項の内容等について質問がある場合は、「質問書」に必要事項を記入の上、提出してください。「質問書」の提出方法及び受付期間は、次のとおりです。

① 提出方法：電子メールにて次の宛先に提出してください。

E-mail : S0213301@section.metro.tokyo.jp

② 受付期間

令和8年1月30日（金曜日）から同年2月6日（金曜日）まで

質問に対する環境局からの回答は、(1)で資料の閲覧等を行った者に対し、一律に実施します。

6 提案された事業内容に関する審査等

(1) 審査方法

応募者から提出のあった提案については、関係者で構成する「都有施設へのAirソーラー先行導入事業（庭園灯）選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会において、次表に掲げる項目及び内容について審査し、総合的に評価します。

また、必要に応じて、提案内容に関するヒアリング等を実施する場合があります。

	審査項目	審査（評価）内容	視点
1	事業主体	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政的健全性</li><li>・実績</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・財政的健全性はあるか</li><li>・類似設備の設計、設置、稼働などの実績はあるか</li></ul>
2	事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施体制</li><li>・施工計画、スケジュール</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業実施期間にわたって事業を効率的かつ有効に実施できる体制を組んでいるか</li><li>・実効性のある現実的な施工計画が立てられているか</li></ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期の短縮が図られているか</li> <li>・複数の事業者が共同で事業を実施する場合にあっては、当該事業者間における役割分担や責任の所在が明確になっているか</li> </ul>
3	庭園灯	・庭園灯の性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働する庭園灯の性能（A i r ソーラーの発電量、点灯時間等）は適切か</li> </ul>
4	設置方法 付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置方法</li> <li>・付帯設備の性能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園灯の設置方法は適切か</li> <li>・必要十分な性能を有する付帯設備が選定されているか</li> </ul>
5	効果検証	効果検証手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果検証の手法・内容及び実施体制は適切か</li> </ul>
6	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンテナンス体制</li> <li>・保証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・故障時の迅速な対応等、メンテナンス体制を確保しているか</li> <li>・付帯設備及び設置工法等の保証は充実しているか</li> </ul>
7	費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置、稼働及び撤去に要する費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施期間を通じて、安価な費用が提案されているか（事業実施期間中の各年度において必要となる費用を明示すること。）</li> </ul>

## （2）審査結果の通知

審査の結果は、応募者全員に対して個別に通知します。

なお、審査の経過等に関する問合せは一切受け付けません。

## 7 著作権及び提出書類等の取扱い

- （1）応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり第三者の著作権を使用等した場合の責めは、当該使用等した応募者に全て帰することとします。
- （2）環境局は、応募者から提出された提案書等について、審査及び事業実施者の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとします。
- また、提出された提案書等は返却しません。

## 8 事業費の支払及びスケジュール等

### （1）事業費の支払い

環境局は、本事業の実施に要する経費（検証設備の設置、稼働及び撤去に係る経費に限る。）について、毎年度、当該年度中に要する経費が確定した後、事業実施者に対し、協定で定める額の範囲内でかつ毎年度の東京都予算の額を上限として交付します。

### （2）スケジュール等

令和7年度：設置

令和8年度以降：稼働（ただし、経費の交付については、各年度予算が成立することが条件となります。）

9 その他

本公募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。

10 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当までメールにてお願いします。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

東京都環境局気候変動対策部計画課「Airソーラー先行導入事業」担当

E-mail : S0213301@section.metro.tokyo.jp

※メールでのご連絡に当たりましては、件名に「Airソーラー先行導入事業」に係るものである旨、明記してください。